

特定建設作業一覧表

騒音規制法施行令別表第 2		振動規制法施行令別表第 2		館山市公害防止条例施行規則別表第 3	
番号	作業の種類	番号	作業の種類	番号	作業の種類
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くい打機（もんけんを除く）</li> <li>・くい抜機</li> <li>・くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）</li> </ul> を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くい打機（もんけん，圧入式くい打機を除く）</li> <li>・くい抜機（油圧式くい抜機を除く）</li> <li>・くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）</li> </ul> を使用する作業	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くい打機（もんけんを除く）</li> <li>・くい抜機</li> <li>・くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）</li> </ul> を使用する作業
2	びょう打機を使用する作業			2	びょう打機，インパクトレンチを使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては，一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）			3	さく岩機（ブレーカーを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては，一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて，その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）			4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて，その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	・コンクリートプラント（混練機の混練			5	・コンクリートプラント（混練機の混練

	容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る) ・アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)				容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る) ・アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)
		2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
		3	舗装版破碎機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)	7	舗装版破碎機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
		4	ブレーカー (手持式のものを除く。)を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)	8	ブレーカー (手持式のものを除く。)を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
6	バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る)を使用			9	ブルドーザー, パワーショベル, バックホウその他これに類する整地機, 掘削機を使用する作業

	する作業				
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る）を使用する作業				
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る）を使用する作業				
				10	振動ローラーを使用する作業